

堺市公報 第84号	令和元年 8月23日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	9
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【堺区役所企画総務課】	11
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	11

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【総務局行政部情報化推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

○堺市立人権ふれあいセンターの利用料金について
【市民人権局人権部人権企画調整課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

○農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

告 示

堺市告示第306号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更
について、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

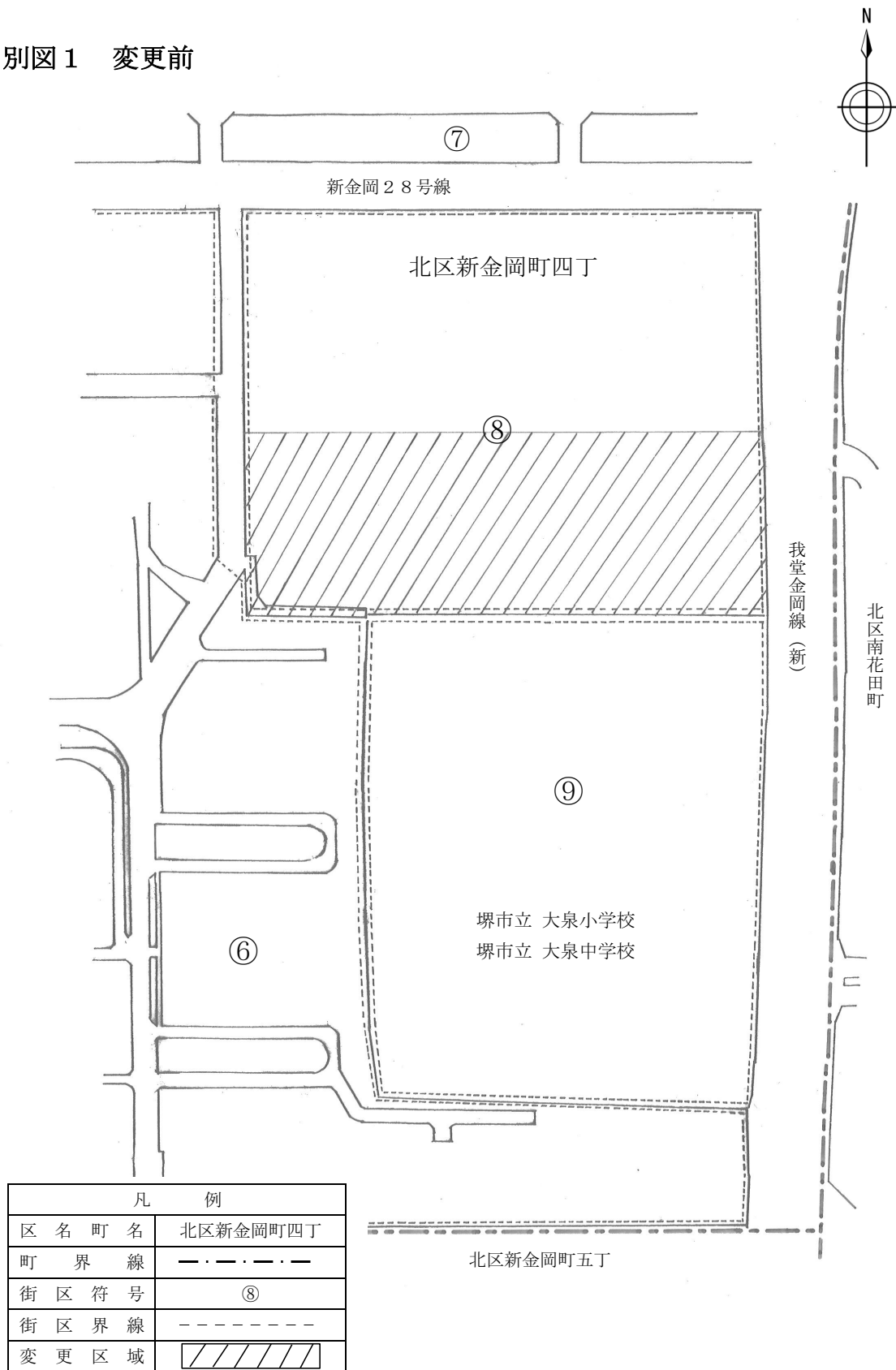
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
北区新金岡町四丁
- 2 実施期日
令和元年8月30日
- 3 内容変更
住居表示街区変更調書のとおり

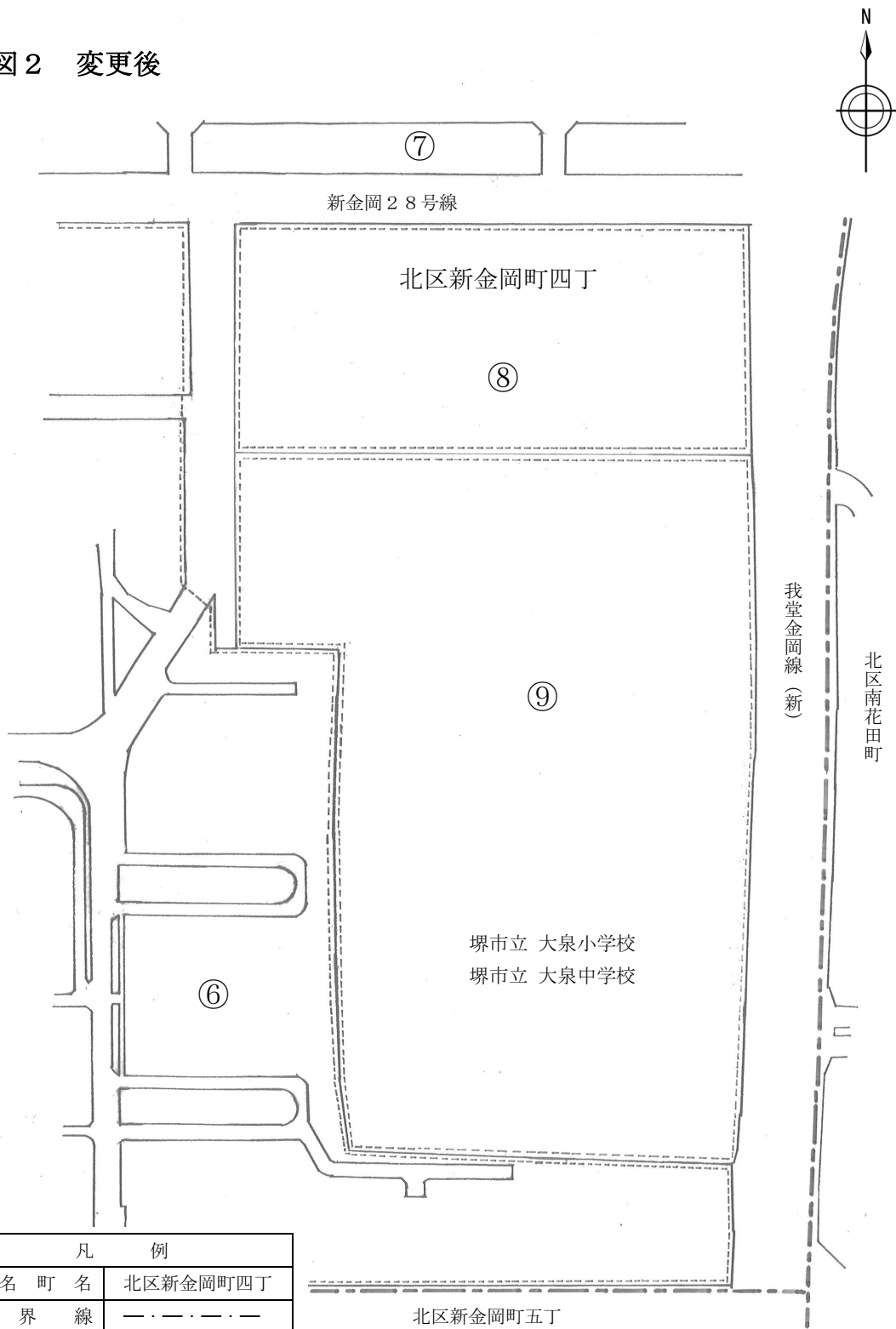
住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
北区新金岡町四丁	8	街区の区域の変更	別図1 変更前及び別図 2 変更後参照
北区新金岡町四丁	9	街区の区域の変更	

別図1 変更前



別図2 変更後



堺市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 アニスト	居宅介護	アニストヘルパーステーション御陵	大阪府堺市堺区御陵通1番6号	令和元年8月1日
株式会社 アニスト	重度訪問介護	アニストヘルパーステーション御陵	大阪府堺市堺区御陵通1番6号	令和元年8月1日
合同会社 TAKUMI	居宅介護	なお介護サービス	大阪府堺市中区東山659番地1-107	令和元年8月1日
合同会社 TAKUMI	重度訪問介護	なお介護サービス	大阪府堺市中区東山659番地1-107	令和元年8月1日
ユースタイルラボラトリー株式会社	居宅介護	土屋訪問介護事業所堺	大阪府堺市堺区向陵西町四丁2-19 モデラート三国ヶ丘502号	令和元年8月1日
ユースタイルラボラトリー株式会社	重度訪問介護	土屋訪問介護事業所堺	大阪府堺市堺区向陵西町四丁2-19 モデラート三国ヶ丘502号	令和元年8月1日
有限会社 TOMAN企画	共同生活援助	アンの家	大阪府堺市北区長曾根町665-7	令和元年8月1日
株式会社 ワンズロード	共同生活援助	グループホームワンズロードレジデンス	大阪府堺市東区大美野158番3-405	令和元年8月1日
合同会社 アソシエイト	同行援護	アソシエイト堺	大阪府堺市北区東浅香山町一丁15番3号	令和元年8月1日

RETRIEVE HOUSE 株 式会社	就労移行支援 (一般型)	リトハウス中百 舌島	大阪府堺市北区中百 舌島町五丁660番地 1 スタツィオーネ 中百舌島201・202号 室	令和元年8月 1日
----------------------------	-----------------	---------------	---	--------------

堺市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
有限会社 VIVO O	地域移行支援	VIVOSUP PORTロペ	大阪府堺市北区金岡 町188-1 アムデ イール205号	令和元年8月 1日
有限会社 VIVO O	地域定着支援	VIVOSUP PORTロペ	大阪府堺市北区金岡 町188-1 アムデ イール205号	令和元年8月 1日
一般社団法人 咲 笑	地域移行支援	相談支援センタ ーn i c o	大阪府堺市中区深井 東町3036番地	令和元年8月 1日
一般社団法人 咲 笑	地域定着支援	相談支援センタ ーn i c o	大阪府堺市中区深井 東町3036番地	令和元年8月 1日

堺市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第

1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 咲笑	計画相談支援	相談支援センター n i c o	大阪府堺市中区深井東町3036番地	令和元年8月1日

堺市告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 ヒューマン・コネクション	居宅介護	トラストヘルパーステーション	大阪府堺市中区東山961番地2	令和元年7月31日
株式会社 ヒューマン・コネクション	重度訪問介護	トラストヘルパーステーション	大阪府堺市中区東山961番地2	令和元年7月31日
株式会社 双修	居宅介護	ヘルパーステーション双修	大阪府堺市西区家原寺町一丁8番41号	令和元年7月31日
株式会社 双修	重度訪問介護	ヘルパーステーション双修	大阪府堺市西区家原寺町一丁8番41号	令和元年7月31日

株式会社 双修	同行援護	ヘルパーステーション双修	大阪府堺市西区家原寺町一丁8番41号	令和元年7月31日
---------	------	--------------	--------------------	-----------

堺市告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
アイセイ薬局 梅・美木多店	堺市南区原山台2丁2番1号	薬局	令和元年6月1日
キリン堂薬局 フレスポしんかな店	堺市北区新金岡町5丁1番1号 フレスポしんかな1階	薬局	令和元年6月1日
サエラ薬局 上野芝店	堺市西区上野芝町2丁3番18号-1階	薬局	令和元年6月1日
すず薬局 みきとじ店	堺市南区三木閉92-1	薬局	令和元年6月1日
どんぐり薬局 高倉台店	堺市南区高倉台4丁21-1	薬局	令和元年6月1日
よつば薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-21-6 1F	薬局	令和元年6月1日
訪問看護ステーションぷろっと	堺市南区晴美台2丁45番2号	訪問看護	令和元年6月1日

堺市告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179-3	脳神経外科に関する医療	令和元年5月1日
独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179-3	小腸に関する医療	令和元年5月1日
鳳グリーン薬局	堺市西区鳳中町3-62-29	薬局	令和元年5月1日
北花田駅前薬局	堺市北区東浅香山町4-6	薬局	令和元年5月1日
キタバ薬局	堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2F	薬局	令和元年5月1日
くれよん薬局	堺市中区大野芝町242-9	薬局	令和元年5月1日
トリム薬局 北野田店	堺市東区北野田551-6	薬局	令和元年5月1日
らいふ薬局 北野田店	堺市東区北野田551-16	薬局	令和元年5月1日
オリーブ薬局	堺市西区津久野町3-27-52	薬局	令和元年8月1日
スギ薬局 堺美原店	堺市美原区北余部470番地1	薬局	令和元年8月1日
三国ヶ丘薬局	堺市堺区向陵西町4-7-20 三国ヶ丘セレニテ1階	薬局	令和元年8月1日
ベルシャンテ訪問看護ステーション	堺市中区深阪1-13-67	訪問看護	令和元年8月1日
訪問看護ステーションなごみ	堺市東区西野254-3	訪問看護	令和元年8月1日

堺市告示第313号

SAKAI SUNSET PORT 呈茶業務における物品売払代金の徴収を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第4号の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類
SAKAI SUNSET PORT 呈茶業務の物品売払代金
- 2 委託する期間
令和元年8月23日
- 3 受託者の住所及び氏名
住所 堺市堺区中瓦町2-3-29
氏名 NPO法人堺観光ボランティア協会
理事長 川上 浩

公 告

堺市公告第455号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 8月 2 3 日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
基幹システム統合運用業務に関する契約 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課
- 3 落札者を決定した日
令和元年 7月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 梅原 洋二
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 落札金額
¥627,000,000－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 総合評価一般競争入札の公告を行った日
平成31年 4月24日

~~~~~  
堺市公告第456号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
グループウェアシステム移行業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
総務局行政部情報化推進課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 富士通エフサス 西日本本部関西支社  
公共・社会基盤ビジネス部  
部長 岡田 努  
大阪市中央区城見2丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥51,300,000- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第457号

堺市立人権ふれあいセンター条例(昭和49年条例第34号)第23条第2項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 8月23日

堺市長 永藤英機

(1) 専用基本利用料金

①スポーツ・文化交流ホール（音楽室を除く。）

種別		時間区分		午前	午後1	午後2	午後	昼間1	昼間2	夜間	昼夜間1	昼夜間2	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午後3時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ガイダンスルーム兼視聴覚室				2,360円	1,850円	1,850円	3,700円		6,060円	3,290円	6,990円		9,350円
メインホール	全面	舞台及び電動客席使用		9,460円			14,190円		23,650円	11,820円	26,010円		35,470円
		舞台又は電動客席使用		6,680円			10,180円		16,860円	9,460円	19,640円		26,320円
	床のみ	一般	3,900円	3,080円	3,080円	6,160円	6,980円	10,060円	6,990円	13,150円	10,070円		17,050円
		生徒等	1,950円	1,540円	1,540円	3,080円	3,490円	5,030円	3,490円	6,570円	5,030円		8,520円
	1/2面	一般	1,950円	1,540円	1,540円	3,080円	3,490円	5,030円	3,490円	6,570円	5,030円		8,520円
		生徒等	1,020円	820円	820円	1,540円	1,740円	2,560円	1,740円	3,280円	2,560円		4,300円
トレーニング室	一般		1,540円	1,330円	1,330円	2,570円	2,870円	4,110円	3,600円	6,170円	4,930円		7,710円
	生徒等		820円	720円	720円	1,330円	1,440円	2,050円	1,850円	3,080円	2,460円		3,900円
多目的室	椅子・机使用		3,080円	2,880円	2,880円	4,110円		5,650円	5,140円	7,710円			9,250円
	床のみ	一般	1,540円	1,330円	1,330円	2,570円	2,870円	4,110円	3,600円	6,170円	4,930円		7,710円
		生徒等	820円	720円	720円	1,330円	1,440円	2,050円	1,850円	3,080円	2,460円		3,900円
学習室1、学習室2、学習室3				1,640円	1,230円	1,230円	2,460円		4,100円	2,160円	4,620円		6,260円
和室（茶室付）				3,080円	1,950円	1,950円	3,800円		6,880円	3,080円	6,880円		9,960円
調理室				4,110円	3,080円	3,080円	6,160円		10,270円	5,140円	11,300円		15,410円

②スポーツ・文化交流ホール（音楽室）

区分		1時間
音楽室	一般	510円
	生徒等	300円

③運動広場等

区分		1 時間
運動広場	一般	400 円
	生徒等	200 円
テニスコート	一般	600 円
	生徒等	300 円
テニスコート兼フットサルコート	一般	600 円
	生徒等	300 円

備考

- 1 この表の専用基本利用料金には、「(3) 附属設備の利用料金」を除き、照明及び音響設備（テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。）の料金を含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用の区分に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- 3 テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり100円を徴収する。
- 4 ガイダンスルーム兼視聴覚室において、舳松人權歴史館の見学に関して使用しようとする場合は、無料とする。
- 5 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 6 許可を得て、指定管理者が定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、専用基本利用料金（第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

(2) 共用利用料金

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1人1種目1回	200円	100円

備考

- この表において「1回」とは、館長が別に定める時間帯をいう。
- この表において「生徒等」の区分は、(1) 専用基本利用料金 備考5の各号に該当する場合のほか、次の※に掲げる障害者及び65歳以上の者が使用する場合にも適用する。

※「生徒等」の対象となる障害者

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 附属設備の利用料金

区分	数量	利用料金	備考
ピアノ	1台	5,140円	調律料は、含まない。
指揮台	1式	300円	譜面台付
ひな壇	1式	2,050円	
マイクロホン	1本	1,020円	
ワイヤレスアンプ	1式	510円	CDプレーヤー、カセットテーププレーヤー付
カセットテーププレーヤー	1台	1,020円	カセットテープは、含まない。
CDプレーヤー	1台	510円	CDは、含まない。
MDプレーヤー	1台	1,020円	MDは、含まない。
ビデオプロジェクター	1台	2,050円	再生機器は、含まない。
ブルーレイプレーヤー	1台	1,020円	ブルーレイディスクは、含まない。
ピンスポットライト	1台	2,050円	

照明セット	1式	6,170円	セット内容 シーリングスポットライト1組 ボーダーライト1組 ホリゾントライト1組
セーフティマット	1枚	510円	
フロアシート	1枚	50円	
カラーマット (10枚1組)	1組	300円	
ストップウォッチ	1個	100円	
スポーツタイマー	1台	510円	
得点板	1台	100円	
バスケットボール器具	1式	510円	ゴール1組、得点板1台
バドミントン器具	1式	100円	ポール・ネット1組
バレーボール器具 (練習用)	1式	300円	ポール・ネット1組、得点板1台
バレーボール器具 (試合用)	1式	510円	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バレーボール器具 (線審旗)	1組	50円	
審判台 (バレーボール用)	1台	200円	
卓球器具	1式	100円	卓球台・ネット・ネットサポート1組
卓球用フェンス	1枚	30円	
レクリエーション器具	1式	510円	ドッジビー19枚、なわとび(長・短)、ふわふわボール3個、ショートテニス器具(ポール・ネット、ラケット、ボール)
コインロッカー	1か所 1日	100円	
ゼッケン	1組	無料	5枚1組

備考

- この表の利用料金については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。この場合において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(午後1時から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、コインロッカーについては、これを適用しない。
- 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。

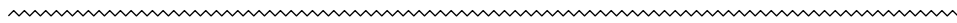
- 3 「(1) 専用基本利用料金」及び「(2) 共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。

(4) 駐車場利用料金

利用時間	金額
1時間まで	無料
1時間を超える場合	1時間を超える時間につき、1時間までごとに100円 (大型車等は、500円)

備考

- この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 利用時間12時間までの駐車場利用料金を最大800円（大型車等は、1,000円）とする。



堺市公告第458号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

堺市長 永藤英機

令和元年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年8月8日

堺 市

1 利用権設定各案詳細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)						設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 条項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法		
堺市東区石原町4丁190番地	田中 啓輔	東区石原町4丁	79	田	1,004のうち 502	堺市東区石原町4丁104番地	以倉 美幸	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年9月1日	令和4年8月31日	-	-		
堺市東区石原町4丁80番地	中田 康信	東区石原町4丁	79	田	1,004のうち 502	堺市東区石原町4丁104番地	以倉 美幸	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年9月1日	令和4年8月31日	-	-		
堺市西区浜寺石津町中2丁7番3号	大西 道弘	南区稲葉1丁	3038	畑	1,077	堺市中区土師町1丁24番16号	山田 啓吾	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和元年9月1日	令和4年8月31日	-	-		
堺市東区太夫417番地2	萩田 俊昭	東区日置荘原寺町	303-3	田	353	堺市北区東三国ヶ丘町5丁6番27号	北井 秀行 外4名	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年11月1日	令和4年10月31日	-	-		

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付
(法 18-2-6)

2 共通事項 (利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物(以下「目的物」という。)を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

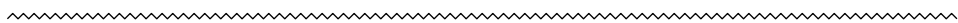
市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区津久野町二丁212番1の一部、212番18の一部及び212番19の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区津久野町2丁25番12号

角 八重